笠間市議会清掃施設整備等調査特別委員会記録（第１４回）

令和６年４月５日　午後１時００分開会

出　席　委　員

委　員　長	西　山　　　猛　君
副委員長	益　子　康　子　君
委　　　員	長谷川　愛　子　君
〃	酒　井　正　輝　君
〃	河原井　信　之　君
〃	鈴　木　宏　治　君
〃	川　村　和　夫　君
〃	坂　本　奈央子　君
〃	安　見　貴　志　君
〃	内　桶　克　之　君
〃	田　村　幸　子　君
〃	林　田　美代子　君
〃	田　村　泰　之　君
〃	村　上　寿　之　君
〃	石　井　　　栄　君
〃	畑　岡　洋　二　君
〃	飯　田　正　憲　君
〃	石　松　俊　雄　君
〃	大　貫　千　尋　君
〃	大　関　久　義　君

欠　席　委　員

委　　　員	小薗江　一　三　君
〃	石　﨑　勝　三　君

出　席　説　明　員

環境推進部長	小　里　貴　樹　君
資源循環課長	成　田　　　崇　君

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子
係長	神長利久
係長	上馬健介

議　事　日　程

令和６年４月５日（金曜日）
午後１時００分開会

１　開会
２　案件
（１）報告事項について

午後１時００分開会

○西山委員長　それではそろっておりますので、第14回清掃施設整備等調査特別委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは早速、会議に入りますので、よろしくお願いいたします。

○西山委員長　本日の出席委員は20名であります。欠席委員は、石﨑勝三君、小薗江一三君であります。小薗江一三君におきましては連絡が取れませんので、遅刻する可能性もありますので、よろしくお願いいたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の会議では、執行部への出席を求めておりません。執行部の出席はありませんので、議会事務局より局長、次長、次長補佐、係長が出席しております。

本日の会議の記録は、次長補佐にお願いいたします。

○西山委員長　それでは、本日は、過日、株式会社環境技術研究所茨城営業所の現地調査をした件について報告をするためにお集まりいただきました。

この件につきましては、３月23日に某祝賀会がありましてその際に、山口市長より私の役目柄、私に年度内の第14回の開催が難しいということで、年度明けて新年度ということで新年度の２週目ぐらいにということで予定をしておりました。分かりましたということで調整をしましょうということだったのですが、その後に議長から私のところへ、この環境技術研究所の茨城営業所の実態について疑義があるということで情報が入っていると、この件について特別委員会でどうするのだということで投げかけられました。

その上で、私のほうでは事務局と相談をして、取りあえず現地だけを見ておきましょうということでした。その際に、どんな形で現地にということの相談をしました。案として、全員で構成されている特別委員会でありますから、例えば常任委員会の委員長３名おります。ただし、副委員長が委員長を兼ねていますので、土木に関しては別な委員ということで、いずれにしても５名、常任委員会が３名、それと正副委員長で５名、そこに事務局が同行する形でどうでしょうかということをお話ししました。とはいえ、第２週目に開催をしたいという執行部側の意向もありましたので、これは急を要するということで、では事務方レベルでお願いします、現地を見るだけでしょうからということで、むしろ私が事務方についていくような格好で、神長係長に運転をしてもらって次長補佐に調査に行ってもらって、私が同行する形で行ってまいりました。

その状況の中で今、アップされているのがその資料なのですが、これにつきましては鶴田次長補佐より状況を説明させていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○鶴田議会事務局次長補佐　では、私のほうから報告させていただきます。

資料は、タブレット03－茨城営業所になります。

３月25日に、資料にあります写真右下になるのですが、写真右下の一般住宅が、環境技術研究所茨城営業所になります。そちらの場所は、特に会社の営業所であることを示す看板などはございませんでした。写真のとおり、確認した次第であります。

よって、右側にあるこの一般住宅の写真のほうが、環境技術研究所の茨城営業所であると思われるということで、現場を確認してまいりました。

以上です。

○西山委員長　タブレットにアップされている写真等を確認していただきたいと思います。

補足させていただきます。

近所のお宅の方が庭先に出ていまして、「21という場所はどこでしょうか」ということで確認させていただきました。そうしたら、このまさに21なのですが表示がなかったので、21というのが、その段階では分からなかった。でも、この地図を見ますと、このとおりで間違いありません。まさに、一般住宅ということであります。

本日、急遽皆さんにこの情報を共有していただきたいということでお集まりいただいたのは、来週早々に、来週11日予定でしたか、執行部から伺いが出ているのは、11日の伺いが出ています。11日に15回ということなのですが、その前に大変重要な情報だと思うので、この件につきましては皆さんと共有をした上で、11日に対する委員会の進め方も含めて協議をしていただきたいということで本日の会議になったのですが、まずは現場に行っていますので、質疑等があれば受け付けたいと思います。

酒井委員、どうぞ。

○酒井正輝委員　これは事務所ではなくて、ただの家だったという、そのままの意味と考

えていいですか。事務所があるはずのところになかったと考えていいのですか。

○西山委員長　私のほうから説明します。

住所地で行きますと、ぴったりここなのです。事務的な調査なので、特段ドアホンを鳴らして中にいる方を確認するとかそういうことはしませんでしたから、外から見たままのことで言えば、家庭菜園とかやっておりましたので、住宅と見るべきかと。

河原井委員、どうぞ。

○河原井信之委員　住宅であっても電話連絡を取れたり事務所を構えることはできますから、そこで実態があるかどうかということを確認しないと何とも分からないと思うのですけれども。

○西山委員長　貴重な御意見だと思います。

田村泰之委員、どうぞ。

○田村泰之委員　これも確認なのですが、これは誰の情報でどうのこうのと委員長さっき話しましたけれども、もう１回お伺いしてよろしいですか。

○西山委員長　議長から私のほうに、こういう情報があるけれども委員会で知っておくべきではないかということで振られたので、では、委員会としてどうするかということで事務局と相談をして、そういう先ほど言ったように、５名ぐらいがいいのではないですかと現地まで行きますから、それも含めて相談した結果、いとまがないということで、事務レベルで行ってくださいよ、では同行しますよとしました。

なので、情報源という言い方をしてしまうと、情報ですから、なかなか誰だということはここではまずいのではないですか。

田村泰之委員。

○田村泰之委員　これ結局、情報が入ったと、委員会を開いたほうがいいと、報告して共有したほうがいいということです。これはどうしたいのですか、結局。それも疑問です。この事務所を情報が入ったから共有します、はい、共有してどうするのですかという話ではないですか。入札で、もう落札していますよね。

○西山委員長　ごめんなさい、田村泰之委員は、それは別に問題ないだろうということを言っているのですか。

○田村泰之委員　問題ないとかではなくて、誰なの一体、何なのですかと共有して、誰の情報なのですか。議長からなのか、みんな集まって話したほうがいいという話ではないですか、共有したほうがいいと。これ実際調べて何をやりたいのか、その意図というか、具体的な根拠が分かりません、私は。

○西山委員長　特別委員会という調査をするこの委員会があるわけですから、その中で必要と思われることは調査すべきだと思うのです。

でも、おっしゃるとおり、何がどうなのということになりますが、そもそも前回の第13回の中で数字が全然出てこなかったり、情報の収集の仕方がおかしいのではないかという

ことで、いろいろな議論がありました。その矢先にこういうことなので、では実態はどうなのですかということは知るべきではないかということで調べました。

それからどうするかというと、今、先ほど来、河原井委員からありましたように、それでも住宅でもそこで営業所として稼働しているところがあるじゃないですかと、じゃあ、それは調べるべきではないですかという踏み込んだお話もありました。そういうことを皆さんと共有しながら、どうしますかという方向づけをしたいと思うのです。ですから、今、言っているのは、田村泰之委員が言うのは、別に問題ないでしょうということだと思うのです。

○田村泰之委員　問題ないとか、そういうことは言っていません。だったら、電話してしまったほうが早いでしょう。電話してしまったほうが早いのではないですか。

○西山委員長　誰に。

○田村泰之委員　電話してしまったほうが、存在しているのですかと。

○大貫千尋委員　行ったり来たりの話、しているようだから。

○西山委員長　暫時休憩いたします。

午後１時１４分休憩

午後１時４６分再開

○西山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

冒頭、執行部への出席は求めておりませんと言いましたが、急遽、入札に関する説明のため、担当の部長と課長２人お願いしましたので、先ほど石松委員より出ました入札の経緯、経過を説明させたいと思います。

部長、どうぞ。

○小里環境推進部長　環境推進部長の小里でございます。よろしくお願いいたします。また、本日はこのような服装で出席させていただきました。大変申し訳ございませんが、御容赦いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明につきましては、４月１日付で資源循環課長として配属されました成田より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○成田資源循環課長　４月から資源循環課長になりました成田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、入札に当たっての経過ということなのですけれども、これは営業所のお話でよろしいということでしょうか。

笠間市が今回、環境技術のほうに発注した流れですけれども、建設コンサルタント業務の発注に当たりましては、県の共同受付によりその参加資格を行っております。私、過去の経緯を見てみたのですけれども、以前の調査特別委員会のほうで、県の共同受付で入札のほうをさせていただいたと。で、本店から茨城営業所のほうに契約に関する委任がされ

ているということで、契約のほうが進んでいったというふうに思っております。
営業所に関しましては、入札参加資格の審査の際に申請書類に一緒に添付するものがございまして、営業所の状況調書というものがございます。その中では、営業所が営業所専用の事務所であるのか、あるいは従業員の住宅兼用かつ一室を使うような形態であるのか、もしくはその他ということで、申し訳ありません、その他がどういうものがあるのかというのは私、分かりかねるのですけれども、大きくその３分類になっておりまして、今回契約している環境技術に関しましては、従業員の住宅、自己用住宅の一室を兼用の事務所として登録するということで申請がされておりまして、恐らく令和３年、令和４年の参加資格の申請のときだったと思うのですけれども、そのときに県の審査が通って指名していいというふうに整理されているというふうに思っております。
あと登記につきましては、すみません、私も今、手元にしかないのですけれども、株式会社環境技術研究所の履歴事項、全部証明、いわゆる登記のほうがございまして、その中に茨城営業所が県内牛久市のほうになると思うのですけれども、そこが営業所として登録されております。登録日については令和２年11月２日というふうになっておりますので、たしか入札が行われたのが令和４年かと思っておりますので、入札の時点では既に登記がされていたというふうに思っております。
以上でございます。
○西山委員長　説明が終わりました。
この件に関しまして、質問、再質問等あれば。
○田村泰之委員　よく分かりました。私はありません。
○西山委員長　大貫委員、どうぞ。マイクどうぞお願いします。
○大貫千尋委員　よその市町村を見ていると、一般競争入札ではありますけれども、もろもろ条件をつけているのです。条件をつけているというのは、職員が常駐なのか常駐でないのか、いろいろな、結局ごみ焼き場というものはいろいろなクリアしなくてはならない物件が汚染の問題とかいろいろあるものですから、それはそれなりに担当する人がいなければならないという、そういう条件を一切つけないで入札をやったのですか。笠間市では、条件なしで入札をやったみたいに見えるのだよね。
○西山委員長　課長、答弁できますか。
部長、課長、答弁。
○成田資源循環課長　条件を付していないというところで、一応我々のほうで認識しているものとしては、業務の仕様書のところで定めたものになってこようかと思うのですけれども、当然その業務の内容というのは仕様書に書いて示していますが、それ以外でというふうになりますと、いわゆる業務に当たらせる技術者の部分になってこようかと思います。申し訳ありません、今、手元に仕様書がないので正確な資格面を申し上げられませんが、一定の資格を有した者を配置すること、業務に当たらせることというような部分での条件

というのはつけているかなと思っております。また、常駐という……。

○西山委員長　大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員　実際これ、鉾田市、大洗町と近隣の市町村でやっているものには全て、技術者とか、常駐か常駐でないかとか、条件をつけているのです、一般競争入札の中で。それは、そうしなければならないという法律はないにしても、市民の税金を預かって行うやつですから、失敗のないように最善のことを考えれば当然そこまで考えが至るべきなのだけれども、何となく今回のコンサルタント業務の入札については条件が甘過ぎたように思うのですが、部長どうですか。

○西山委員長　部長、答弁。

○小里環境推進部長　ただいま大貫委員のほうからおっしゃられたことというのは、以前の調査特別委員会の際にも御意見、御指摘いただいたことだと私、認識しております。

私どもは今回、基本計画の策定業務を事業者に発注する際の仕様書の中に幾つかの技術者の資格を入れたところ、大貫委員のほうから、いや、もっとこういう資格が必要なのだよ、こういう資格が必要なのだよという御指摘をいただきまして、今、おっしゃられるように、大洗町のほうなんかではきちんと入っているから、そちらをもっと勉強するように、また茨城町でやっているところなんかでもきちんと入っているよ、もっと執行部で勉強しなさいというような御意見、御指摘をいただいたところでございます。

その際、私のほうで答弁させていただいた内容としましては、今は総論をまとめる基本計画を策定している状況の中で、今、そのような大貫委員の御指摘を受けているような技術者の要件を求めていない部分もあろうと思います。ただ、今後より具体的なものに発注するような、アドバイザリー業務を発注する際とか、そういった場合においては、委員が御指摘の大洗町のほうの発注の仕様書だとかそういったものも十分勉強し、廃棄物処理施設という特性上も含め適切な業務となるようなものについては、私ども今後十分留意して進めてまいりたいというふうに考えております。

○西山委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長　なければ、この入札についての説明はこれで終わりにします。

よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長　ここで執行部に退席してもらっていいですね。

暫時休憩いたします。

午後１時５６分休憩

午後１時５７分再開

○西山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

入札の説明、入札の経緯の説明がありました。特に、この入札については問題ないという執行部の見解でございます。

その上で今後、今回のこの現地調査というか、現場の調査について、これについてどうしますか。先ほど、もっと実態をという話もありましたが、あくまでもペーパー上はオーケーだということですから、どうしましょう。

畑岡委員、どうぞ。

○畑岡洋二委員　今の執行部から説明があったとおりに、要するに社員の住宅の一部を事務所として登記していますよと言ったとおりだろうというのは想像できるので、もうこれ以上この件に関して何か疑義があるとは思えないので、内容のレベルというか、人員のレベルという、そのレベルの問題があるかもしれないですけれども、最低限必要条件は満たしているし、申告したとおりなので、この件に関してはこれ以上追いかける理由がないと思っていますので、終わりにしたらいかがでしょうか。

○西山委員長　ただいまそのような御意見が出ました。この意見について。

村上委員、マイクお願いします。

○村上寿之委員　私も今の畑岡委員の意見に賛成したいと思います。追いかける必要もないのかなというふうに思います。

以上です。

○西山委員長　では、逆にもっと現場を知るべきだ、内容を知るべきだと思う方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。なければ、この件はこれで。

大貫委員。

○大貫千尋委員　私は、正副委員長並びに事務局で今、部長はじめ、この間なりたての課長も説明はしてくれました。

でも、実際それがそのとおりであるのかどうかというのは、文書は残っているわけだから、１回は精査していただきたいのです。正直言って、丸のみできない、何かやっていることが。

○西山委員長　分かりました。今、説明がありましたが、それを裏づける書面等、証明書等の確認を正副委員長でせよということでありますが、この件につきましてどうでしょうか。いかがでしょうか。先ほどの説明とその裏づけの確認ということですかね。

それは、ここでではなくて、執行部側に足を運んで調査をしろということでありますが、どうでしょうか。

大貫委員。

○大貫千尋委員　そうすることによって、これ以前のことには触れないでくれということになると思う。一つ一つ。

○西山委員長　畑岡委員。

○畑岡洋二委員　調べるという、仮に調べたほうがいいという立場に立ったとして、あそ

こで現地に行って、まさしく玄関でピンポンを押して中にいる人が、そういうことを仮にしたとしても何かが出てくるわけでもないと思うし、それ以前のこと、これ以外のことのこれまでの特別委員会の中で、この関係しているコンサルタントが言ったことがいいか悪いかというのは、また別問題だと思っているのです。

○西山委員長　畑岡委員、違うのです。先ほどの説明は説明だけなので、その裏づけを取ってこいよという今、話があったのです。その裏づけとは何かというと、入札上の書面、書類、証明書、そういうものを、だから事務的なことを調べてこいということなので、現地の話では全くないので大丈夫です、それは。それが必要かどうか。

内桶委員、どうぞ。

○内桶克之委員　これ先ほども私も見ていたのですが、茨城県の共同入札での入札申請書の中に営業所があって営業所の登記がされているということを言っているので、県に上げたものの内容を調べるのかということになってしまうので、そこまではやらなくても、登記はされているという実態があるので、それは裏づけをやらなくても、それはもう終わりにしたらいいのではないかなと私は思います。

○西山委員長　どうですか、大貫委員。

○大貫千尋委員　私が調べてきます。

○西山委員長　それは、よろしいですか。では、委員会の名前を使って、あるいは委員会の立場を使ってその調査をする必要はないということでよろしいですか、この件につきましては。よろしいですか（「はい」と呼ぶ者あり）飯田委員、何かモゾモゾと言ったので記録に残したいので。

○飯田正憲委員　必要性はないと思います、ここまでは。

○西山委員長　それではよろしいですか、入札の件につきまして、これで、これ以上の調査は必要ないということで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長　では、そのようにしたいと思います。

そうしますと今度、次回のことなのですが、また執行部側に11日ではどうかという打診を受けているのですが、執行部側に返事はしておりません。というのは、本日の会議の流れで変わるかなということも予想しましたので、この件についてどうしましょうか。皆さんの御意見をいただきたいと思います。

山口市長より、11日ではどうかということで今、出ております。都合15回になります、第15回。

飯田委員。

○飯田正憲委員　わざわざ集まらないで、全協のときにやればどうでしょうか、ある程度時間を取って。

○西山委員長　多分11日ということは、逆に執行部側の要望なのです。早く進めたいとい

うか、スピーディーにという思いがあるようなのです。そのために、11日という。議会の皆さん、全員が参加している特別委員会なので、皆さんの理解を得たいということだと思うのです。

それを時間的なものを含めて11日、なるべく第２週までにはということが予定されていたので、それに合わせたのではないですか。もちろん構わないです、皆さんの意見ですから。

村上委員。

〇村上寿之委員　今、委員長からありましたように、執行部が11日にやってほしいという意見があるのであれば、執行部の意見を尊重して11日にやるという方法がいいのかなと思うので、11日やっていただいてもよろしいです。きっと、執行部の話もあるでしょうから。

〇西山委員長　執行部は、第13回の追加説明あるいは精査したものに対する説明をしたいということです、できなかった部分。数字の問題だとか、その内容の問題、その内容が説明できなかったものを全部説明したいのだということの説明を、11日にしたいということの打診です。

内桶委員。

〇内桶克之委員　11日にそのまま開催していただいて、時間だけ調整していただければと思います。

〇西山委員長　それではどうでしょうか。執行部のほうで準備が整っているということで11日に開催したいという打診がありましたので、当委員会とすれば、そのまま11日をということで。ただし、午後１時半、議会運営委員会が午前10時から開催されますので、切りよく午後１時半ということで予定をしたいと思います。

どうでしょうか。これで何か都合悪いとかなければ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇西山委員長　それでは、次回、前回と同じようにコンサル会社も来ますので、含めて説明をします。

来る４月11日木曜日午後１時30分から、ここで開催をしたいと思います。これが都合、第15回になります。御承知おきお願いいたします。

〇田村泰之委員　委員長、これＬｏＧｏチャットで一応流してくれますか。

〇西山委員長　もちろん。

それでは、協議事項は前回からの引き続きで、バイオガス発電施設建設の財源的メリットについてを協議事項としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇西山委員長　ありがとうございます。それでは、そのように決したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その他で、皆さんから何かありますか。今後の運営の仕方も含めて、要望等あるいは意見等あれば受けます。ありませんか。

酒井委員、どうぞ。

○酒井正輝委員　今日の話とは関係ないのですけれども、そもそもなんですけれども、老朽化が前提で建て替え工事という話なのですけれども、どのレベルで老朽化しているのかとか、例えば高効率の発電施設にしようとか話が出ていますけれども、今までのものを造ったときに、ほかの方と、名前は出さないですけれども、話し合って、それが一番安いのではないかなみたいな、そういう意見も出ているのです。その現状把握というのは皆さんできているのかなというと、私は専門ではないし現地を精査したわけではないのですけれども、それが何か話、今これまでの14回ですか会議をしていますけれども、何か抜けているのではないかなと思うのです。

つまり、基礎とかもう使えないのかとか、それを同じものを造ったとき早く安くできるとなったら、それが一番いいのではないのみたいな、そういう試算も必要なのではないですか、ちょっとそもそも論になってしまうのですけれども。だから、そこを今、話が出ていないので、どうなのですかという疑問があります。

○西山委員長　要するに、現在の施設がどうなのかという意味を言っているのですか。

○酒井正輝委員　そうです。どのレベルで、老朽化はしているのでしょうけれども、部分的に建て替えることでまた何十年も使えるとか、そういうことではないのですかという話です。その説明が今まで執行部からもないのですけれども、どうなのかなと、数点疑問があるのですけれども。

○西山委員長　内桶委員。

○内桶克之委員　老朽化というのは、その年数のこともあるので、その年数プラス、毎年施設に対して使うのに対して、修繕をしながら使っているのです。使えない日もあって、それを１週間ぐらい止めて修繕をして使っているというのが実態だと私は思っています。そのために修繕費を、金額はあれですけれども、年間１億円から２億円を使いながら修繕をして今、使っている状況で、それをどうするかという議論はもう尽くされたというか、もう老朽化しているという認識の上で今、話しているという状況があると思います。一応そういうことだと私は思います。

○西山委員長　大貫委員。

○大貫千尋委員　酒井委員、以前に説明したこともあるかもしれないのだ、以前に１年生議員が話題に入らない前からの話もあるかもしれないよということ。

○西山委員長　畑岡委員。

○畑岡洋二委員　今の実態がどうなのかというのは、いろいろなところで個別に話があったかもしれないし、一番近いところでは、今、あったように、３月にたしか焼却炉が故障して止まっていたという実態も皆さんのＬｏＧｏチャットに入っていたと思いますし、あ

と結局どのレベルでやるかという、先ほど内桶委員が言ったように、設備が壊れて直すためにお金が幾らかかるのだ、止めたときどうなっているのだというところにあって、こういう話は申し訳ないですけれども、この全体の会合でやるレベルではもうないと思うので、個別にちょっと話合いをしたいと思いますので、これに関しては申し訳ないですけれども、ここではやる必要ないと思います。個別にやらせていただきたいと思います。すみませんけれども、お願いします。

○西山委員長　石井委員、どうぞ。

○石井　栄委員　別の話でいいですか、この話だけですか。

○西山委員長　ちょっと待ってください。

　酒井委員、今、皆さんの意見を集約しますと、確かに老朽化の実態とかそういうの、実際は詳細は分かりません。ただ、予算上はそう出ています。ただ、現場どうなのと、それももちろん現場は行っていませんから、分かりません。なので今、この委員会が現場に行って、では、もう１回見てみようというレベルではなくて、もしそういう疑問が疑念があれば現場に行っていただきたいというのが先輩議員らの御意見なので、それに準じたほうがスムーズかなと、それできちっと、またどうでしょうか。

　酒井委員。

○酒井正輝委員　分かりました。皆さんがそういう認識であれば、私はその前々からの話とか把握していなかったので、それで自分で調べますということで大丈夫です。

○西山委員長　石井委員。

○石井　栄委員　次回の検討事項について、バイオガス発電の財源的メリットということに私は含まれるのかな、どうかなと思っていることが、$ＣＯ_2$削減効果があるという説明が全く削減効果があるようなデータは示されていませんでしたので、それについても含まれた議論になるのかなと思っているのですが、よろしいですか。

○西山委員長　数字の件については、11日の段階で皆さんにお示しできるということで執行部側からは言われております。ですから、それは抜けていれば、石井委員から直接また質問するなり、なければ何でないのだということになるでしょうけれども、それよろしくお願いします。11日という間があまりありませんから、そのようにしていただければ助かります。

　そのほかありますか。

　飯田委員。

○飯田正憲委員　特別委員会は、新しく造る設備に関しての特別委員会なのだから、きちんとその整理してから質問してもらいたいのですが、お願いいたします。

○西山委員長　飯田委員、分かりました。

　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇西山委員長　それでは、次回は４月11日木曜日午後１時半からということに決めまして、これで第14回清掃施設整備等調査特別委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午後２時１７分閉会